

令和元年・3年度補正予算

小規模事業者持続化補助金

<一般型>

ガイドブック

支援内容や申請手順等を紹介

第4版(2022年6月24日)
全国商工会連合会

※申請等の手続き等にあたり、「[公募要領](#)」、「[参考資料](#)」、「[応募時提出資料・様式集](#)」、
「よくある質問」を必ず確認の上、手続きを行ってください。
※本資料は、必要に応じて改定されることがありますので、最新の資料は補助金事務局ホームページ
からご確認ください。

目 次

| | |
|---------------------|------|
| ● 持続化補助金とは？ | P.2 |
| ● 補助率・補助上限額は？ | P.2 |
| ● 申請類型一覧 | P.2 |
| ● 補助金の対象者とは？ | P.3 |
| ● 補助対象となる経費 | P.4 |
| ● 特別枠の申請要件 | P.5 |
| ● 「申請」から「事業完了」までの流れ | P.7 |
| ① 申請の準備 | P.7 |
| ② 申請手続き | P.9 |
| ③ 申請内容の審査 | P.10 |
| ④ 採択・交付決定 | P.11 |
| ⑤ 補助事業の実施 | P.11 |
| ⑥ 実績報告書の提出 | P.11 |
| ⑦ 確定検査・補助金額の確定 | P.12 |
| ⑧ 補助金の請求 | P.12 |
| ⑨ 補助金の入金 | P.12 |
| ⑩ 事業効果報告 | P.12 |
| ● 補助金・助成金・給付金の違い | P.13 |
| ● 申請受付等スケジュール(予定) | P.13 |
| ● お問い合わせ | P.14 |

特別枠の申請要件

賃金引上げ枠

賃金引上げの取り組みに対して、補助上限額200万円に引き上げ

赤字事業者については、補助率を3/4に引き上げるとともに加点による優先採択

<申請要件>

補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上であること。ただし、この要件を満たさない場合は、補助金の交付は行いません。

なお、すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上を達成している場合は、現在支給している(※1)、事業場内最低賃金より+30円以上とする必要があります。

※1:申請時点において直近1か月で支給している賃金のことをいいます。

◆赤字事業者

「賃金引上げ枠」に取り組む事業者のうち、直近1期または直近1年間の課税所得金額がゼロ以下である事業者。 ※課税所得金額については以下のことを指します。

<法人の場合>

直近1期分の法人税申告書の別表一・別表四の「所得金額又は欠損金額」欄の金額。

<個人事業主の場合>

直近1年間の「所得税および復興特別所得税」の「確定申告書」第一表の「課税される所得金額」欄の金額。



卒業枠

雇用の増加による事業規模拡大の取り組みに対して補助上限額200万円に引き上げ

<申請要件>

補助事業の終了時点において、常時使用する従業員の数(※1)を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大すること。ただし、この要件を満たさない場合は、補助金の交付は行いません。

※1:常時使用する従業員の考え方は、別紙「参考資料」を参照ください。

後継者支援枠

後継ぎ候補者が実施する新たな取組みに対して補助上限額200万円に引き上げ

＜申請要件＞

申請時において、「アツギ甲子園(※)」のファイナリストになった事業者であること。

※アツギ甲子園について(<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2021/211129shoukei.html>)

創業枠

特定創業支援等事業による支援を受け創業した小規模事業者に対して補助上限額200万円に引き上げ

＜申請要件＞

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ過去3か年の間に開業した事業者であること。

インボイス枠

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者に対して補助上限額100万円に引き上げ

＜申請要件＞

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス(適格請求書)発行事業者の登録が確認できた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、補助金の交付は行いません。

※インボイス制度については[国税庁特設サイト](#)を参照ください。

※インボイス対応を見据えたデジタル化に関する補助は、IT導入補助金をご活用ください。

「申請」から「事業完了」までの流れ



| | |
|--------------------|------|
| ① 申請の準備 | P.7 |
| ② 申請手続き(事業者が実施) | P.9 |
| ③ 申請内容の審査 | P.10 |
| ④ 採択・交付決定 | P.11 |
| ⑤ 補助事業の実施(事業者が実施) | P.11 |
| ⑥ 実績報告書の提出(事業者が実施) | P.11 |
| ⑦ 確定検査・補助金額の確定 | P.12 |
| ⑧ 補助金の請求(事業者が実施) | P.12 |
| ⑨ 補助金の入金 | P.12 |
| ⑩ 事業効果報告(事業者が実施) | P.12 |

① 申請の準備

- ① 申請書類に不備があった場合、不採択となります。「[公募要領](#)」「[参考資料](#)」「[応募時提出資料・様式集](#)」を必ず確認し、申請に必要な要件等を確認の上、書類を作成、用意してください。[提出資料一覧](#)は「[応募時提出資料・様式集](#)」を参照ください。
- ②「経営計画書」および「補助事業計画書」(様式2・3)の写し、希望する枠や加点等に関する書類等を地域の商工会・商工会議所窓口に提出の上、「事業支援計画書」(様式4)の作成・交付を受けてください。[「事業支援計画書\(様式4\)」の交付の受付締切は、原則公募締切の1週間前となります。](#)

注意

本事業は、小規模事業者が商工会・商工会議所の支援を直接受けながら取り組む事業です。そのため、社外の代理人のみで、地域の商工会・商工会議所へ相談を行うことや「事業支援計画書(様式4)」の交付依頼等を行うことはできません。

② 申請手続き

- 電子申請または郵送によりご提出ください(持参は不可)。
- 商工会・商工会議所地区ごとに申請先が異なるため、ご注意ください。
- 電子申請に際しては、補助金申請システム(名称:Jグランツ)の利用になります。Jグランツを利用するにはGBizIDプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には数週間程度を要しますので、お早めに利用登録を行ってください。同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても活用いただけます。
- 補助金事務局ホームページに「Jグランツ入力手引き」を掲載しておりますので、申請時に活用ください。下記表から申請ページにアクセスしてください。



gBizID

| 電子申請 | |
|-----------|---|
| 商 工 会 地 区 | https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000004zkRmEAI |
| 商工会議所 地 区 | https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000004zkDaEAI |

- 「公募要領」及び「応募時提出資料・様式集」を必ず確認の上、必要書類を全て揃え、下記の補助金事務局の住所まで郵送により提出してください。

| 郵送による申請 | |
|-----------|---|
| 商 工 会 地 区 | 所在地ごとに郵送先が異なります。 <u>公募要領</u> 巻末の「都道府県商工会連合会地方事務局一覧」をご覧ください。 |
| 商工会議所 地 区 | 〒151-8799 代々木郵便局留め 【一般型】商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局 |

④ 採択・交付決定

- 審査終了後、採択案件を補助金事務局ホームページに公表の上、採択の結果を通知します。なお、採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。
- 採択決定者については、応募時に提出した「補助金交付申請書」を補助金事務局で確認し、不備等がなければ、「交付決定通知書」が通知されます。

⑤ 補助事業の実施

- 「交付決定通知書」を受領後、申請時に提出した補助事業計画に沿って事業を実施してください。事業は補助事業実施期限までに完了してください。

※交付決定日(交付決定通知書の日付)から補助事業実施期限までに発注、支払いを完了したものののみが補助対象となります。

※補助事業の内容または経費の配分の変更を希望する場合、計画変更の申請が必要です。
※事務局ホームページに掲載の「補助事業の手引き」(準備が完了しましたら掲載いたします)を必ず確認ください。

⑥ 実績報告書の提出

- 補助事業終了後、その日から起算して30日を経過した日又は最終提出期限のいずれか早い日(必着)までに補助事業の実施内容と経費内容(支出内容)を取りまとめた実績報告書をP.9の提出先へ郵送ください。最終締切までに提出がないと、補助金の支払ができませんので、十分にご注意ください。※実績報告書の提出にあたっては、事務局ホームページに掲載の「補助事業の手引き」(準備が完了しましたら掲載いたします)を必ず確認ください。

⑦ 確定検査・補助金額の確定

- 実績報告書のほか、支出ごとの証拠書類について、事務局が審査・確認を行い、補助金額を確定します。
- 証拠書類とは、見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、領収書、預金通帳の該当部分の写し等のことです。各費目ごとに必要な証拠書類が異なりますが、証拠書類の提出ができないものは、補助対象経費として認められません。
- 内容に不備があった場合、事務局の指示に従い修正や書類の追加提出をしていただきます(数回やり取りする場合があります)。不備が解消されない場合や要件を満たさない場合は、補助金額が減少又は0円になる場合があります。
※必要に応じて現地調査を行う場合もあります。

⑧ 補助金の請求

- 補助金額が確定した後、「補助金確定通知書」が送付されます。金額を確認して、精算払請求(交付規程様式9号)を補助金事務局に行ってください。

⑨ 補助金の入金

- 補助事業者に交付(入金)されます。
(請求後、振り込み手続き等を行うため、数週間程度かかります。)
- 振込完了の通知は行わないため、通帳等で入金確認を行ってください。



⑩ 事業効果報告

- 補助事業の完了から1年後に「事業効果および賃金引上げ等状況報告」(交付規程様式第14号)を文書等で提出が必要です。
※事業効果等状況報告期間終了日の翌日から30日以内に報告
- 「賃金引上げ枠」「卒業枠」の申請をした事業者については、事業効果とともに、賃上げの状況又は雇用の状況についても併せてご報告をしていただく必要があります(その際、併せて証拠書類(賃金台帳、労働者名簿等の写し等)のご提出を求めることがあります)

